

納税協会は幅広い公益活動を展開しています

令和2年度 中学生の「税についての作文」

近畿納税貯蓄組合総連合会会長賞 受賞



第222号
令和3年1月
発行所
公益社団法人 阿倍野納税協会
阿倍野納貯組合連合会
阿倍野区三明町2丁目10-32
TEL 06 (6628) 0366
FAX 06 (6629) 2451
e-mail abeno@nk-net.co.jp
https://www.nk-net.co.jp/abeno/

納税協会指針
納税協会は
健全な納税者の団体として
税知識の普及に努め
適正な申告納税の推進と
納税道義の高揚を図り
企業及び地域社会の
発展に貢献します

毎年11月1日から17日までは、「税を考える週間」です。阿倍野納税貯蓄組合連合会では、租税教育事業を最重要事業に掲げ、毎年中学生の「税についての作文」募集事業に取り組んでおり、例年、同週間に応募いただいた作品のうち、優秀作を表彰しております。

本年度54回目を迎えるこの事業は、国税庁との共催で実施されておりますが、コロナ禍の影響で大いに学校日程が変更されているなど困難な状況の中で、阿倍野区では区内の6中学校から、813編の作品が寄せられました。中学校の先生方のご理解ご支援に対し厚く御礼申し上げます。

応募いただいた作品の中から、大阪市立阿倍野中学校第三学年森川朋美さんの「血税」が、栄えある近畿納税貯蓄組合総連合会会長賞を受賞しました。

第三学年 森川 朋美 さん

「血税」

税金を表現する時、血のにじむような努力をして納めた税という意味を込めて「血税」という言葉がよく使われます。ヒトにとっての血液の如く、税金が経済を循環し、それによって健全な経済活動が行われるというの、理想的な社会の姿だと思われま。

では、税金はどのように集められ、どのように使われるの「公平性」という言葉です。税金の公平性を求める為には、税金に関して国民が不公平感を感じることなく、納得して納めるような仕組みが必要になります。また、税金を使うことにおいても、公平性が求められます。

今現在、日本だけでなく、世界中を混乱に陥れているコロナ感染症に、莫大な金額の税金が使われました。当初計画された給付金は、複雑な制限が設定され、特定の世帯しか受け取れないものでした。しかしここで、この「公平性」という部分で、国民の多くから不満の声があがりました。結局、コロナ給付金は、国民一人当たり一律で支払われることになりました。コロナにより大きな影響を受けた人は、これによって命を救われたと思います。しかし、コロナで大きな影響を受けなかった人も、給付金を使うことによって経済が回り、結果的に国民全体の状況が改善すること

が期待できます。やはり、税金には「公平性」が大切であるということが今回の騒動でも実感できました。しかし、コロナ感染症はいつ収まるのか、先行きが全く見えない状況です。一回だけの給付金ではたして国民が生きていけるのかは、まだまだ不透明です。そのような状況で、国民の声の中には、消費税をなくすべし、という意見が出始めました。確かに、消費税をなくせば、国民は公平にその恩恵を受けることができます。しかし、その分確実に税収が減ってしまいます。

そうすれば、今まで当たり前のように受けていた、教育、福祉、医療など、あらゆる方面でのサービスが受けられなくなる可能性が出てきます。また、減ってしまった財源は、いずれ近い将来、国民が負担しなければならなくなります。

なので、税金の使い道や集め方に関しては、目先のことで安易な判断をせず、今現在のこと、将来のことなど、色々な視点から是非を判断するべきだと思います。

インターネットが発達した現代では、人々が声をあげやすくなりました。今回のような給付金の方針変更には、国民の声が政府に届いたからだとも言えます。「血」に、じむような努力をして納めた「血税」であるから、私たち国民は、税金がどのように集められ使われているかをしっかりと理解し、その是非を判断し、声をあげることが忘れてはいけません。

(本作品の掲載にはご本人・関係者のご承諾を得ています)

日本政策金融公庫国民生活事業からのお知らせ

◎事業を営むほとんどの業種の方へ (一般貸付)

ご融資限度額	ご返済期間	利率(年利、固定)
4,800万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	1.11~2.06%

お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

◎新たに事業を始められる方・事業を始められて7年以内の方へ (新企業育成貸付) 新規開業資金

ご融資限度額	ご返済期間	利率(年利、固定)
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	運転資金 7年以内 設備資金 20年以内	0.30~2.60%

「◎教育資金を必要とされる方へ」 (国の教育ローン)

ご融資限度額	ご返済期間	利率(年利、固定)
お子さまお1人につき350万円 (海外留学は450万円)	15年以内 在学期間内で元金のご返済を据置することができます。(据置期間はご返済期間に含まれます。)	1.68% (母子家庭、父子家庭、年収200万円以下世帯又は子ども3人以上かつ年収500万円以下世帯は、1.28%)

◎マル経融資(経営改善貸付)(無担保・無保証人)
商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方

ご融資限度額	ご返済期間	利率(年利、固定)
2,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	1.21%

お問い合わせは...
日本政策金融公庫 阿倍野支店 〒545-0053 大阪市阿倍野区松崎町3-15-12
国民生活事業 (融資相談係) TEL.06-6621-1453 FAX.06-6621-1480

令和3年1月~令和3年3月 納税協会カレンダー

「所得税・消費税等確定申告相談・指導」とき
令和3年2月16日(火) 3月15日(月) 土日・祝日休み
阿倍野納税協会事務局
9時30分~15時30分
(正午から13時までは相談は行っておりません)

指導料 納税協会員 無料
協会員以外 六千円 (運営費用としてご負担いただきます)

その他 税務署から郵送の関係書類一式・各種控除証明書・直近2年間の申告書等控・印鑑・申告者のマイナンバーが分かる書類

令和2年度 納税表彰

11月12日(木)、阿倍野税務署において、阿倍野税務署長表彰状が手交されました。

本年度は、会場で表彰式を挙げる式典形式は取り止め、「3密」に配慮した形で税務署長室においての手交となりました。

受彰者は、税に関する公益目的の事業活動に積極的に参加され、また申告納税制度の推進と納税道義の高揚に努められた他、e-Taxの普及に貢献された方々です。

●阿倍野税務署長表彰

公益社団法人阿倍野納税協会
理事 奥田貴美子
理事 津田 真一
(敬称略・順不同)

令和2年度 中学生の「税についての作文」表彰

阿倍野納税貯蓄組合連合会並びに阿倍野税務署の共催による令和2年度中学生の「税についての作文」の表彰が11月中旬から順次、行われました。

本年度の表彰はコロナ禍であることを考慮し、式典開催はせず、各中学校へ赴き手交する等の方式を採りました。

◇ 受賞された皆さん ◇

●近畿納税貯蓄組合総連合会会長賞

阿倍野中学校 森川 朋美

「血税」

●納税貯蓄組合大阪府総連合会会長賞

阪南中学校 松村 咲季

「安心な生活を支えるための税金」

●納税貯蓄組合大阪府総連合会会長賞

文の里中学校 江草 諒

「最も身近な未来への投資」

●納税貯蓄組合大阪府総連合会会長賞

大谷中学校 下原 凜紗

「持続可能な社会のために」

●阿倍野税務署長賞

大谷中学校 片野 真帆

「身近な税金」

●阿倍野税務署長賞

昭和中学校 松峯 直緒

「支えあう力」

●阿倍野地区租税教育推進協議会長賞

桃山学院中学校 小森 咲桜

「減税が現状維持か、増税か」

●阿倍野納税貯蓄組合連合会長賞

阪南中学校 山本 凜音

「税の公平性と、寛容性について」

●近畿税理士会阿倍野支部長賞

文の里中学校 平賀悠太郎

「僕とコロナと税金」

●大阪府なにわ南府税務所長賞

文の里中学校 木之下真理

「税金と私」

●大阪市あべの市税事務所長賞

阿倍野中学校 大庭 好葉

「知らないところであげている税の恩恵」

(敬称略・順不同)

税務相談のご案内

毎週月曜の13時から税理士が無料で相談に応じております(受付は15時30分迄)。
(確定申告期は除く)
※完全予約制

近畿税理士会

阿倍野支部

(阿倍野税務署北隣り)
電話 (06) 6628-1030

●阿倍野納税協会 事業だより

パソコン会計教室

と き 令和2年12月8日・9日
場 所 阿倍野産業会館 3階会議室
内 容 パソコン会計の導入から決算
参加者 7名
講師 NKC担当講師

e-Tax研修会

と き 令和2年12月10日(午前午後)
場 所 阿倍野産業会館 3階会議室
内 容 国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」を利用
参加者 9名
講師 阿倍野税務署 担当官

税に関する小学生の「書道展」開催

阿倍野納税貯蓄組合連合会及び阿倍野税務署は共催により、第2回税に関する小学生の「書道展」を開催し、区内の6小学校から応募があった144編全作品をそれぞれ2会場に順次、展示いたしました。



近鉄百貨店 その1 キューズモール その1



近鉄百貨店 その2 キューズモール その2

<編集後記>

- ・納税協会に再就職して早や半年、現在事務室の大改装を進行中。是非一度のぞいてみて下さい。(篠田)
- ・年末年始にお出かける機会も多くなること存じますが、コロナ罹患にご注意下さい。(小野)
- ・来月から確定申告相談がはじまります。コロナ対策に配慮してお待ちしております。(1子)

非 課 税	課 税 (注)
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金 ・新型コロナウイルス感染症 対応休業給付金 ・特別定額給付金 ・子育て世帯への臨時特別給付金 ・学生支援緊急給付金 ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症対応 従事者への慰労金 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所得等に区分 <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金 ・家賃支援給付金 ・雇用調整助成金 ・小学校休業等対応助成金 ・小学校休業等対応支援金 一時所得に区分 <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金 (給与所得者向け) ・Go to キャンペーン事業における給付金 雑所得に区分 <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金 (雑所得者向け)

注 各種給付金等の申請で発生した費用は、「総収入金額」から差引く「必要経費」に該当します。
* 上記のほか、建物で設備に係る固定資産税が減免される制度もあります(申請期間: 1月1日から1月31日)。

国等から支給される主な助成金等の課税関係は次のとおりです(例示列挙)。

ワンポイント 新型コロナウイルス感染症等 助成金の課税関係について

阿倍野税務署
から

確定申告のお知らせ

税務署の申告書作成会場は、
毎年大変混み合います！



コロナやし…

税務署に行かんでええ方法ない〜？

あるある♪

スマホやパソコンで
電子申告をするか、
郵送で提出することが
できるよ！



※遠付申告をされる場合は
2月15日(月)以前でも提出できます。

でも、困ったときは…
こちら↓

申告書作成会場を「阿倍野税務署」で開設します

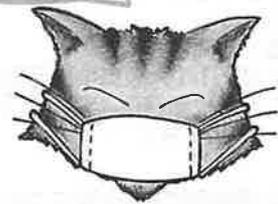
開設期間：令和3年2月16日(火)～3月15日(月)

相談受付時間：午前9時から午後4時まで（相談開始は9時15分からです）

- ※ 混雑状況により、早めに相談受付を終了させていただく場合があります。
- ※ 土・日・祝日等は相談及び受付は行っておりません。
- ※ 昼休みの時間帯は、少人数の職員で対応していますのでご了承ください。
- ※ 阿倍野税務署の駐車場は狭いので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- ※ 会場にお越しの際は、前年分の申告書の控え等をご持参ください。
- ※ 医療費明細書、決算書又は収支内訳書は、あらかじめ作成した上でお越しください。

- ☆ 来署される際はマスクの着用をお願いします。
マスクを着用されていない場合、入場をお断りする場合があります。
- ☆ 咳・発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
- ☆ 会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンなどの筆記用具や計算器具をご持参ください。

マスクしてね！



自宅からスマホやパソコンでの申告をおすすめしています！

詳しくは…

国税庁ホームページ

確定申告



税金のことをもっと知ろう

府税だより

個人事業税の早期・適正課税にご協力をお願いします！

- 個人事業税は、府内に事務所、事業所を設けて、法律で定める第一種事業、第二種事業、第三種事業を営んでいる個人の方が納めます。
- 所得税（国税）の確定申告は、個人事業税（府税）の申告を兼ねています。
 - ・ 個人事業税の納税義務者で所得金額が事業主控除額（年間290万円）を超える方は、3月15日までに前年の事業所得等について、個人事業税の申告をしなければなりません。
 - ・ ただし、所得税の確定申告書を提出された場合は、同時に個人事業税も申告されたものとみなされます。
 - ・ 所得税の確定申告書の期限内提出及び適正申告は、個人事業税の早期・適正課税につながります。
- 「所得税確定申告書」及び「所得税青色申告決算書（または収支内訳書）」の作成に当たっては、次の欄への記載をお願いします。

「申告書第一表」及び「青色申告決算書（または収支内訳書）」

- （申告書第一表）職業、屋号・雅号、電話番号
（青色申告決算書）事業所所在地、業種名、屋号、電話番号
 - ・ 個人事業税は、法定業種を営む個人の方に課税されるため、課税対象となる業種であるか、また、課税に当たっての事業性の有無を判断するための材料となります。
 - ・ 個人事業税は、納税者の住所地ではなく、**事務所等が所在する都道府県において課税**されます。したがって、住所を所管する税務署に申告書を提出された場合、事業所所在地が住所地と異なる都道府県であれば、事業所所在地の都道府県に申告データが提供されます。
 - ・ 申告書等では確認できない内容について、府税事務所担当者から照会をさせていただく場合がありますので、可能な限り日中に繋がる電話番号の記載をお願いします。

申告書第二表「住民税・事業税に関する事項」※ 該当する項目欄への記載

- 「非課税所得」、「不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額」、「損益通算の特例適用前の不動産所得」、「事業用資産の譲渡損失」、「前年中の開（廃）業」、「他都道府県の事務所等」
 - ・ 所得のうち、個人事業税の課税対象から除外されるものとして、「林業や鉱物掘採業から生ずる所得」、「社会保険診療報酬等に係る所得」など非課税の所得があります。
 - ・ 個人事業税は事務所等が所在する都道府県において課税されます。複数の都道府県に事務所等がある場合は、所得金額を都道府県別の従業者数に応じて分割し、課税されます。

個人事業税の納付には、便利で安心、そして安全な「口座振替」をぜひご利用ください。

- 府税事務所に備付けの「大阪府税預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、金融機関届出印を押印し、お申込みください。「依頼書」は、府税のホームページ「府税あらかると」からもダウンロードできます。

府税あらかると



【お問合せ先】大阪府なにわ南府税事務所 個人事業税課
電話 06-6775-1414(代)

市税だより

●給与支払報告書の提出のお願い

令和2年中（1月1日から12月31日まで）に支払った給与の支払報告書は、2月1日（月）までに提出してください。

《提出・お問合せ先》

〒541-8551 大阪市中央区船場中央1-4-3-203 船場センタービル3号館2階
船場法人市税事務所 個人市民税（特別徴収）グループ
電話 4705-2932

○固定資産税の申告等について

申告書等名称	対象資産	提出期限	お問合せ先
償却資産申告書	事業用機械・器具等の償却資産	2月1日（月）	船場法人市税事務所 固定資産税（償却資産）グループ 電話 4705-2941
住宅用地に関する申告書又は住宅用地に関する異動申告書	令和2年中に住宅の新築・増改築・取り壊しや用途変更があった土地	2月1日（月）	あべの市税事務所 固定資産税（土地）グループ 電話 4396-2957

給与支払報告書の提出及び償却資産の申告について、大阪市ではeLTAX（エルタックス）を利用したインターネットによる提出及び申告も受付しています。
詳しくは地方税ポータルシステムホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> をご覧ください。



一人ひとりの納税が明るい社会をつくります

(順不同)

<p>(株)ニチマン 日満商事(株) 代表取締役社長 淀野 泰弘 阿倍野区旭町二一〇一九 電話 六六四九一〇八〇一</p>	<p>(株)みかど製作所 代表取締役 團野 光明 阿倍野区文の里二一十一二二五 メデイカルプラザ阿倍野7階 電話 六六二一三九一五</p>	<p>中西電設工業(株) 代表取締役 中西 丈治 阿倍野区阿倍野筋四一九一十五 電話 六六二一三九五七</p>	<p>TMプラザ 代表者 水本 忠明 阿倍野区共立通二一五一一三二 電話 六六五一〇〇〇五</p>	<p>阿倍野センタービル(株) 代表取締役 八百 恒寛 阿倍野区阿倍野筋二一一二九 A I Tビル6階 電話 六六二一七〇〇〇</p>
<p>阪和電設(株) 代表取締役社長 逸見 隆成 天王寺区南河堀町三三三四 電話 六七七二一九四三三</p>	<p>大同生命保険(株)大阪支社 支社長 岡本 正人 第四営業課長 内川 忠 北区中之島三三三三三 中之島三井ビル 電話 六四四一〇三三二</p>	<p>ツジカワ(株) 代表取締役 辻川 豊 阿倍野区阪南町一十五一八 電話 六六二一三九八一</p>	<p>学校法人 辻料理学館 辻調理師専門学校 理事長・校長 辻 芳樹 阿倍野区松崎町三一六一一一 電話 六六二四一一〇一</p>	<p>マルニ(株) 代表取締役 西川 雅章 阿倍野区阪南町一一九一二 電話 六六二八一〇五一</p>
<p>阿倍野調和会 役員一同</p>	<p>サイクルショップ 中山商会 代表者 中山 行男 阿倍野区王子町一〇一〇四 電話 六六二一三五二六</p>	<p>阿倍野優青会 役員一同</p>	<p>関西石川県人会連合会 いしかわ観光特使 相談役 澤井 幸造 阿倍野区王子町三三三二二二 電話 六六二一六三〇八</p>	<p>藤幸化成工業所 代表者 藤村 吉市 阿倍野区旭町一一二一七二〇五 電話 六六三一四三八七</p>
<p>公益社団法人阿倍野納税協会 個人部会 役員一同 阿倍野区三明町二一〇一三二 電話 六六二八一〇三六六</p>	<p>彩々堂 代表者 嶽部 昌治 阿倍野区三明町二一七二二三 電話 六六二八一五一六一</p>	<p>浪花餅 代表者 山村 康幸 阿倍野区阿倍野元町三三十九 電話 六六二一四〇四三</p>	<p>(株)新宿ごちそうビル 代表取締役 津石 直和 阿倍野区阿倍野筋一一一六一 電話 六六二四一五七七八</p>	<p>小川電機株式会社 代表取締役社長 小川 淳三 阿倍野区阪南町二二二一四 電話 六六二一〇〇三二</p>

納税協会 相談室 あなたのいつも

<p>大阪阿倍野共同住宅組合 組合長 大井 隆博 阿倍野区阪南町一十二一〇 電話 六六二二三六三〇</p>	<p>(株)宝 商事 代表取締役社長 小嶋 隆史 阿倍野区桃ヶ池町一八八七 電話 六六二八一三五一</p>	<p>(株)曲田商店(KYK) 代表取締役社長 曲田 秀男 阿倍野区松崎町三一六〇一八 電話 六六二三一五五一</p>	<p>株式会社 近鉄百貨店 代表取締役社長 秋田 拓士 阿倍野区阿倍野筋一〇一四三 電話 六六二四一一一一</p>	<p>中華料理 楓 閣 代表者 趙 知理 阿倍野区阿倍野筋一五一一三五 アポロビル九階 電話 六六四九一〇五五</p>
<p>近畿税理士会阿倍野支部 支部長 道野 充宏 阿倍野区三明町二一〇一三二 電話 六六二八一〇三〇</p>	<p>(株)ユーゴー書店 代表取締役 高岸 常治 阿倍野区阿倍野筋一三一一八 電話 六六二三一三四一</p>	<p>大雀連 阿倍野支部組合長 東 天 紅 乾 篤弘 阿倍野区旭町二一四一〇八 電話 六六四九一三五八</p>	<p>(株)広瀬製作所 代表取締役社長 廣瀬 恭子 北区天満四一四一一 電話 六三三三二五二一</p>	<p>阿倍野遊技業組合 組合長 光本 浩三 天王寺区上本町五二一十一 上六新興ビル六〇三号 電話 六七六一四九八五</p>
<p>結城順吉税理士事務所 所長 結城 順吉 阿倍野区昭和町一〇一三二 朝日プラザ昭和町2階 電話 四三九九一三三二一</p>	<p>阿倍野翔優会 役員 一同</p>	<p>公益社団法人阿倍野納税協会 役員 一同 阿倍野区三明町二一〇一三二 電話 六六二八一〇三六六</p>	<p>一般社団法人 大阪市阿倍野区医師会 納貯役員一同 阿倍野区阿倍野筋五八一二六 電話 六六二一一〇六一</p>	<p>阿倍野法優会 役員 一同</p>
<p>税務・労務関係書籍 会計帳簿類全般 お求めは「阿倍野納税協会」へ 在庫にない場合は、お取り寄せいたします。 本会会員割引制度あり(除外品有)。</p>	<p>株式会社 満点商会 代表取締役 佐藤 泰章 阿倍野区播磨町三一五一十三 電話 六六〇六一〇五五五</p>	<p>阿倍野納税貯蓄組合連合会 役員 一同 阿倍野区三明町二一〇一三二 電話 六六二八一〇三六六</p>	<p>一般社団法人 阿倍野歯科医師会 役員 一同</p>	<p>(株)岡崎屋本店 代表取締役社長 吉田 幸司 阿倍野区阪南町二一八一八 電話 六六二四一〇七二</p>